

平成 30 年 3 月 日

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 大 桜 会  
理事長 大 澤 雄 三

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによ  
って、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策  
定する。

### 1. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間

### 2. 内 容

#### 目標 1 「配偶者出産休暇」の設定及び取得促進

##### <対策>

- ・平成 30 年 9 月 子の出生時に父親に 2 日間の「配偶者出産休暇」を与えるため、関  
係規定を整備する。
- ・平成 30 年 10 月 職員会議等により周知する。

#### 目標 2 法を上回る子の看護休暇制度を導入

##### <対策>

- ・平成 30 年 4 月 制度内容(対象となる子の年齢、日数、休暇の扱い等)を検討する。
- ・平成 30 年 9 月 関係規定を整備する。
- ・平成 30 年 10 月 当該制度について、職員会議等により周知する。

#### 目標 3 「育児・介護休暇法」等に基づく子育てに関する諸制度の周知

##### <対策>

- ・平成 30 年 4 月 育児休業等、諸制度についてパンフレット配布等により全職員へ  
周知する。